

守口市長 宛

## もりぐち児童クラブ「入会児童室」 各種変更利用申請書兼届出書

申請者 (保護者)			住所	守口市	
			電話	— —	
利用児童 氏名	①氏名:		②氏名:		③氏名:
	小学校(学園) 年		小学校(学園) 年		小学校(学園) 年

もりぐち児童クラブ入会児童室の利用に関し、下記のとおり申請及び届出します。

## 記

申請事項			提出期限
1	利用中止 (退会)	令和 年 月 日をもって、利用を中止(退会)します。 (理由: )	原則、 利用月または 中止月の 前月25日まで
2	延長 開設	利用開始 令和 年 月から利用を申請します。 (理由: )	
3		利用中止 令和 年 月から令和 年 月まで利用を中止します。 (理由: )	
4	土曜 開設	利用開始 令和 年 月から利用を申請します。 (理由: )	
5		利用中止 令和 年 月から令和 年 月まで利用を中止します。 (理由: )	

注①:延長利用または土曜日利用の中止については、原則、中止をする月の前月25日までに申請してください。

注②:延長開設利用を申請する場合は、勤務終了時間及び通勤時間の合計が17:00以降の就労証明書を添付してください

注③:土曜開設利用を申請される場合は、土曜日の就労が確認できる就労証明書を添付してください

届出事項			提出期限
6	長期欠席届	令和 年 月 日から令和 年 月 日 (理由: )	対象月の 前月25日まで

注④:長期欠席期間中も利用者負担金は原則納付いただきます。

注⑤:通算して2ヶ月を超えて欠席される場合は、利用中止(退会)になります。

注⑥:減免が適用となる月がある場合は減免の申請もしてください。

変更事項			新	旧
7	氏名			
8	住所	電話 — —	電話 — —	
9	緊急連絡先	電話 — —	電話 — —	
10	その他			

注⑦:就労先に変更がある場合は、再度就労証明書の提出が必要です。